

26年産米の生産目標数量と経営所得安定対策について

## 1 平成26年度産米における需給調整の概要

平成26年度宝塚市における米の生産数量目標は下記のとおりとなっております。

昨年に引き続き目標値は大幅減となっております。

農家のみなさまには大変お手数をお掛けいたしますが、米の生産実績が、翌年産以降の需要量の算定に及ぼす影響が大きいと考えられるため、地域内（集落内・集落間）で調整を十分に行い、目標数量を確実に生産するようご理解とご協力をお願いいたします。

### ・平成26年度の生産数量目標について（宝塚市）

兵庫県からの配分

基準単収 488 kg/10a

①市配分 811,830 kg（前年度比 -28,720kg）

近隣市からの配分（尼崎市、伊丹市、西宮市）

②市町間調整数量 38,429 kg（前年度比-19,073kg）

---

合計

③予定生産数量目標（①+②）**850,259kg**（前年度比-47,793kg）

（面積換算 **1,742,334㎡**）

④平成25年度作付**実績**面積 1,833,857㎡

⑤昨年の実績との差（④-③） -91,523㎡（-9.15ha）
----------------------------------

◎宝塚市における生産調整数量の推移

	平成24年	平成25年	<b>平成26年</b>	平成26年と 平成25年の差
基準単収 (Kg/10a)	490	489	<b>488</b>	▲ 1
①当初配分 (Kg)	842,550	840,550	<b>811,830</b>	▲ 28,720
②市町間調整数量 (Kg)	85,680	57,502	<b>38,429</b>	▲ 19,073
③生産数量目標 (Kg) [(①+②)]	928,230	898,052	<b>850,259</b>	▲ 47,793
④面積換算値 (m <sup>2</sup> )	1,894,347 (189.4ha)	1,836,505 (183.7ha)	<b>1,742,334</b> <b>(174.2ha)</b>	▲ 94,171 (▲9.42ha)

## 2 水田フル活用ビジョンとその実現に向けた取り組み

宝塚市農業再生協議会では、農業者と農業者団体が自主的・主体的な需給調整を実施する姿を構築するために、地域の産地づくりの設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めています。

### ○経営所得安定対策（水田作物に対する支援）

米の直接支払交付金は、原則として水稻農業共済加入者であれば経営規模の大小を問わず対象とするものであり、水田活用の直接支払交付金は、販売目的で対象作物を生産する農家であれば、生産数量目標の達成・未達成によらず対象となります。本市ではこれらの事業を最大限活用し、各農家の経営安定を図るとともに、農業の持続的発展を目指します。

#### ・米の直接支払交付金

米の標準的な生産費と標準的な販売価格との差額相当分として国から直接交付されます。

平成29年度までの時限措置として実施（平成30年度産米から廃止）

交付対象者・・・生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農

交付単価・・・7,500円/10a（平成26年度から単価変更）

交付対象面積・・・主食用米の作付面積から自家消費米相当分として一律10aを控除した面積

※ 販売農家については、水稻共済加入者または販売実績のあるもの

※ 集落営農については、代表者をさだめた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの。

※ 不作付地（調整水田等）がある場合には、「調整水田の不作付地の改善計画書」（様式5）の提出が必要となります。すでに改善計画にあげた農地で、改善達成予定年までに作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な場合は、米及び水田活用の直接支払交付金の対象農地から除外されます。

#### ・米価変動補てん交付金

平成26年度から廃止

（当年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を交付する制度。）

#### ・水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆（黒大豆を含む）、米粉用米、加工用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金が国から直接交付されます。また、その他の作物について地域の実情に即した交付金（産地交付金）が交付されます。

交付対象者・・・販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

交付対象農地・・・販売目的で作付けを行う農地

## 1. 戦略作物

### 交付単価

	対象作物	交付単価
戦略作物	(1) 麦、大豆（黒大豆を含む）、 飼料作物	35,000円/10a以内
	(2) WCS用稲	80,000円/10a以内
	(3) 加工用米	20,000円/10a以内
	(4) 飼料用米、米粉用米	80,000円/10a以内（数量契約） (55,000円~105,000円/10a（面積 契約））

※戦略作物は別途、販売業者、JAなどと出荷販売契約や事前申込み等を行う必要があります。

#### (1) 麦、大豆（黒大豆を含む）、飼料作物（35,000円/10a以内）

麦、大豆（黒大豆）、飼料作物を出荷する農業者の作付に対し助成する。

##### ※注意事項

JA等へ事前申込み、出荷伝票等の写しの提出が必要です。

#### (2) WCS用稲（80,000円/10a以内）

稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ）といい、稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料です。

WCSは水稲を出穂期以降に収穫、ロール状に梱包し、さらにラップ材でラッピングし、稲に付着している乳酸菌により発酵させ牛の餌とします。

##### ※注意事項

作付け前に畜産農家と利用供給協定が必要となります。

専用の刈取り機、ロール機等が必要となるため、刈取り・ロール化・運搬等に費用がかかります（自己負担）。

刈取りの条件（JA兵庫六甲）

栽培面積は、集落合計で最低80a以上必要です。

一枚の田が5a以上必要です。（集団化している田はこの限りではありません。）

### (3) 加工用米

加工用米を出荷する農業者に対して助成

20,000円/10a以内(水田活用直接支払交付金)

+

12,000円/10a以内(国段階の産地交付金)\*3年契約が必要  
12,000円/10a以内(県段階の産地交付金)\*種子更新または共同乾燥調製施設へ出荷等一定要件あり

最大44,000円/10a以内

※注意事項

作付け前にJAとの出荷数量契約が必要です。

収穫量に関わらず、当初の契約袋数の出荷が必要となります。

### (4) 米粉用米、飼料用米

米粉用米や飼料用米を出荷する農業者に対して助成

収量に応じた面積契約と当初の契約数量を出荷する数量契約があるが、面積契約では、区分管理等が必要なため、原則数量契約で対応します。

80,000円/10a以内(数量契約時)

(55,000円~105,000円/10aの範囲で数量に応じて助成(面積契約時))

+

12,000円/10a以内(国段階の産地交付金)\*多収性品種(あきだわら)で取組んだ場合

最大92,000円/10a以内

## 2. 産地交付金(地域段階)

### 交付単価

その他作物 (産地資金)	(1) 基本助成	8,000円/10a以内
	(2) 指定特産品加算	25,000円/10a以内
	(3) 地産地消等加算	15,000円/10a以内
	(4) 別途指定品加算	5,000円/10a以内

新規

#### (1) 基本助成 (8,000円/10a以内)

水田を有効活用し、出荷・販売を行う野菜、花き等の作付面積に応じて助成する。また、水田機能の維持・保全のための景観形成作物、地力増進作物等の作付面積に応じて助成する。

#### (2) 指定特産品加算 (25,000円/10a以内)

基本助成の対象のうち、本市の特産品目である「えだまめ(黒大豆)」、「太ネギ」、「ダリア」の作付について加算助成する。

**(3) 地産地消等加算** (15,000円/10a)

基本助成の対象のうち、地産地消等の取組みをする農業者の作付について加算助成する。「西谷夢市場」または「スマイル阪神」または「市内量販店」において年間2万円以上の野菜類を出荷・販売する農業者、または「宝塚朝市」に年間開催回数の過半数に出店する農業者であること。

市内量販店に出荷している場合は、2万円以上出荷（販売）していることが確認できる書類の提出が必要です。）

**(4) 別途指定品加算** (5,000円/10a)

厳しい数量調整に対応するため、基本助成の対象のうち「かぼちゃ」の作付において加算助成する。食用でも観賞用でも対象。

※注意事項 それぞれ販売確認書類等が必要となります。

## ○米政策の見直しについて

行政による生産数量目標の配分の見直し需要に応じた生産を推進するため、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供といった環境整備を進める。

こうした中、5年後（平成30年度）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者等が中心となり円滑に需要に応じた生産がおこなえる状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。



### 3 「経営所得安定対策交付金交付申請書」について

#### ○交付申請書の記載について

経営所得安定対策交付金には「交付申請手続き」が必要です。次のような点にご留意ください。

- ・平成25年度に経営所得安定対策に申請された方

交付申請書には、平成25年度の申請者の住所・氏名等があらかじめ印刷されています。その内容に訂正・変更がない場合は、この用紙に必要事項を記入の上、**押印**して提出してください。

なお、交付金の振込口座を変更したい方は、口座の変更について「変更あり」にチェックの上、別途、交付金振込口座届出書（様式第3号）が必要となります。（口座に変更がない場合は、以前に登録された口座への振込みとなります。）

- ・平成25年度に経営所得安定対策に申請されていない方

白紙の交付申請書及び交付金振込口座届出書に必要事項を記入の上、**押印**して提出してください。

- ・個人情報の取扱いの確認の欄には必ず、ご確認の上チェックをお願いします。

- ・その他、記入の方法については、同封の記入例等を参照してください。

- ・米の直接支払交付金を申請される方のうち、1筆単位で不作付地がある場合には、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式5）の提出が必要となりますので、必要事項を記載の上、併せてご提出願います。また、すでに提出された方でも、当年度以降に新たに不作付地となった場合はその水田のみについて作成し、提出する必要がありますのでご注意願います。

#### ○提出期限と提出の方法

**平成26年5月19日（月）**

**提出先 JA宝塚営農支援センター（または各支店）及び宝塚市役所農政課**

農会未加入者の加入申請書が含まれている場合は、申し訳ありませんが早急に返却をお願いいたします。

#### 4 「水稲生産実施計画書兼水稲共済細目書移動申告票」（4枚複写）について

○実施計画書の記載について

平成 26 年度（平成 26 年産）の「経営所得安定対策交付金に係る作付面積確認依頼書」については、従前の「水稲生産実施計画書（及び営農計画書）兼水稲共済細目書異動申告票」（以下、実施計画書）の様式を代用しますので、必ずご提出をお願いします。

実施計画書の記載について以下の点にご留意願います。

- ・実施計画書は 4 枚複写となっています。

**十分な筆圧**で記入いただき、**4 枚すべてに押印**をお願いします。

- ・実施計画書 4 枚複写の最終頁裏面に**個人情報の利用に係る承諾事項**（水稲生産実施計画書及び営農計画書の取扱条項）が印刷されています。実施計画書の提出をもって、その内容を承諾したものとみなしますので必ず御一読ください。

- ・今回、配布する実施計画書の内容は、昨年度の水稲共済引受状況をもとに印刷されていますので、その後、**転用や権利の設定、分筆等によって農地に異動があった場合（または異動が予定されている場合）、あるいは転居、相続等によって申請者に変更がある場合は、必要に応じて訂正・削除・追記をお願いします**。また、宝塚市域外に所有する水田についても市内の農地同様に申告が必要です。

なお、「転用」については、生産目標数量の配分計算に必要なため、転用届出日から 3～5 年間は実施計画書に掲載される場合があります。ご了承ください。

- ・水稲共済の引受対象は、「主食用水稲」および「加工用米」、「飼料用米」、「米粉用米」です。

実施計画書の記載にあたって、具体的な**水稲品種名を明記いただき、さらに主食用以外の米については、加工用米、飼料用米、米粉用米の旨を追記**してください。

記載例）コシヒカリ、キヌヒカリ、あきたこまち、ヤマフクモチ、山田錦等

- ・転作作物は、原則として水稲作付期間（阪神地区は 7 月 1 1 日～1 1 月 1 0 日）のうち、おおむね 1 ヶ月以上を重複して作付を行う必要があります。

- ・**転作作物名は具体的に記入**し、ひとつのほ場に複数の作物を作付けする場合は、作物ごとにおおまかな作付面積の内訳を記載してください。また、作物と各面積については、再度ご確認の上ご記入願います。

- ・水田活用の直接支払交付金は販売目的で栽培した作物（景観形成作物を除く）が対象となります。販売を目的とした作付（水田活用交付金の対象とする作付）については、実施計画書の出荷販売目的欄に○を記入してください。

農 業 者 記 載 欄													備 考 (月別状況)	出 荷 販 売 目 的		
耕地 番号	地 名 ・ 地 番	本 地 面 積	分 筆 番 号	前 年 品 種 前 年 水 稲 引 受 面 積	水 稲 作 付 (引受)面積	転 作 面 積 等 積	転 作 等 作 物 名 又 は	水 稲 品 種 名	収 量 等 級	作 業 受 託 談 話 期	開 田 年 月	再 生 年 月			備 考	備 考
	宝塚市東洋町○-△	10.0				10.0	ナス								○	く

販売する際は○を記載してください

マークのない野菜や花きについては自家消費用の野菜、自宅観賞用の庭木等として取り扱いますので、水田活用の直接支払交付金は交付されませんのでご注意ください。  
 なお、作物名そのものが記入されていない筆は不作付地と判断します。(米の直接支払交付金を申請する場合は不作付地の改善計画の提出が必要となります。)

- ・次の場合は、実施計画書に併せて、それぞれ所定の「確認書類」が必要です。取り組まれる場合はJA、または農政課へ申し出てください。
  - ・「新規需要米」→新規需要米取組計画書等
  - ・「飼料作物」→利用供給契約または自家利用計画の写し
  - ・「青刈り稲」→利用供給契約または自家利用計画の写し

○現地確認の方法について

交付申請を提出された方の作付状況（及び不作付の状況）については、6月中旬から7月上旬にかけて現地確認を予定をしております。  
 確認の具体的な日時や方法等については各集落の農会長と相談の上、調整したいと考えておりますので、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。  
 ※ 現地確認にて実施計画書の記載内容と相違があった際には、実施計画書の内容について、現地状況に応じて修正させていただきますので、ご了承ください。

○提出期限と提出の方法

**平成26年5月19日（月）**

**提出先 JA宝塚営農支援センター（または各支店）及び宝塚市役所農政課**

- ・記載が終わった実施計画書は集落控（1枚目）を取り外し、残る3枚をバインダーに綴じた状態で提出してください。  
 この時、本日配布した「紙袋」と「下敷き」は必ず農政課に返却をお願いします。
- ・取り外した実施計画書の集落控（1枚目）は、各農会で保管し、水稲共済の引き受け事務等にご活用下さい。
- ・農会未加入者の実施計画書が含まれている場合は、申し訳ありませんが早急に返却をお願いいたします

## 5 「経営所得安定対策確認票」の掲示について

「確認票」は、経営所得安定対策に係る現地確認のために必要なものです。経営所得安定対策交付金の交付申請をされる方は、すべての水田に掲示願います。

確認票の所在とその内容を確認できない場合は、交付金等を交付できない場合があります。必要事項を記載の上、農地周辺の確認しやすい場所を選んで掲示願います。

- ・ 確認票の内容は、台帳（実施計画書）と一致させてください。
- ・ 確認票の記載には、必ず油性マジックを使用してください。
- ・ 確認票は、6月中旬までに掲示し、11月末に取り外してください。  
（7月以降に作付する場合も、6月中旬までに掲示をお願いします。）  
旧年度の確認票が残っている場合は自主回収してください。
- ・ 「農会名」の欄には、耕作者が属する農会名を記入してください。  
特に、自分の集落以外の農地（宝塚市外への出作地を含む）で耕作されている場合は漏れのないようご注意願います。
- ・ 耕作者の「氏名」については、省略が可能です。  
その場合、「農家番号」を間違いなく記入いただく必要があります。